

第三日 平成二十四年三月十五日

開 議 午前十時〇分

○議長（野呂日出男君）

出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、発議第一号県立弘前実業高等学校藤崎校舎の存続を求める意見書案を議題とします。

発議一号については、提出者から趣旨説明を求めます。

三番清水孝夫君。

○三番（清水孝夫君）

おはようございます。

三番清水孝夫です。

私から、提出議員を代表して、提出に当たり説明をいたします。

県立弘前実業高等学校藤崎校舎の存続を求める意見書案。

本意見書案の賛同議員は、議員十四名全員でございます。

以下、朗読をもって説明といたします。

県立弘前実業高等学校藤崎校舎の存続を求める意見書案。

県教育委員会では、県立高等学校教育改革第三次実施計画に基づき、県立高等学校の統廃合を含めた見直しを進めています。今回、発表された第三次実施計画後期計画素案では、当町にある県立弘前実業高等学校藤崎校舎の募集停止検討の方向性が示されております。藤崎校舎は、多くの先人たちの努力により、昭和四十七年四月から、全国で唯一のりんご科が設置され、津軽地域の多くのりんご農家の担い手を輩出するとともに、本県のりんご産業の発展に大きな貢献をし、現在に至っているところであります。全国で唯一のりんご科を有する藤崎校舎が今回の三次実施計画後期計画素案

に基づき、募集停止とすることは、本県のリンゴ産業を支える農業後継者育成と、リンゴ産業の衰退につながりかねないことから、到底容認できるものではありません。よって、次の事項について強く要望する。

一、全国で唯一のりんご科を有する県立弘前実業高等学校藤崎校舎の募集停止の検討を見直しし、現状のまま存続させること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

青森県南津軽郡藤崎町議会。

青森県教育委員会教育長橋本 都殿。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

提出者の説明が終わりました。

お諮りいたします。

発議第一号は質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、発議第一号は、質疑及び討論を省略することに決定しました。

これから発議第一号を採決いたします。発議第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、発議第一号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いについては、本職にご一任願います。

日程第二、発議第二号社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書案を議題とします。

お諮りいたします。

発議第二号は、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、発議第二号は質疑及び討論を省略することに決定しました。

これから発議第二号を採決いたします。発議第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、発議第二号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いについては、本職にご一任願います。

日程第三、発議第三号T P Pへの参加反対の意見書を求める意見書案を議題とします。

お諮りいたします。

発議第三号は、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、発議第三号は質疑及び討論を省略することに決定しました。

これから発議第三号を採決いたします。発議第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、発議第三号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いについては、本職にご一任願います。

日程第四、発議第四号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書案を議題とします。

お諮りいたします。

発議第四号は、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、発議第四号は質疑及び討論を省略することに決定しました。

これから発議第四号を採決いたします。発議第四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、発議第四号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いについては、本職にご一任願います。

日程第五、報告第一号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十三年度藤崎町一般会計補正予算（第八回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第一号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、報告第一号は承認することに決定しました。

○議長（野呂日出男君）

日程第六、報告第二号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十三年度藤崎町一般会計補正予算（第九回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第二号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、報告第二号は承認することに決定しました。

○議長（野呂日出男君）

日程第七、諮問第一号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第一号を採決いたします。諮問第一号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、諮問第一号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第八、諮問第二号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第二号を採決いたします。諮問第二号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、諮問第二号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第九、議案第一号藤崎町子ども医療費給付条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第一号を採決いたします。議案第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第一号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第二号藤崎町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題します。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二号を採決いたします。議案第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第三号藤崎町公営企業会計の剰余金の処分等に関する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三号を採決いたします。議案第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第四号藤崎町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四号を採決いたします。議案第四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第五号藤崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五号を採決いたします。議案第五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第六号藤崎町営土地改良事業費の分担金徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六号を採決いたします。議案第六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第七号藤崎町暴力団排除条例案を議題とします。



これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七号を採決いたします。議案第七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第八号藤崎町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八号を採決いたします。議案第八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第九号藤崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。質疑がありますので、浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

総務課長に聞くことになるのでしょうか。この条例でですね、六カ月から三カ月程度に短縮するということはやむを得ないというか、やってしかるべき措置かなというふうに思っておるんですけども、その条例附則の中でですね、公務上の疾病という、ここはわかるんですけども、及び通勤による疾病、あるいはまた傷害というか、通勤途上の傷害というのは除かれるんですよというふうになっているんですけども、その辺の意味はですね、どういうふうに理解すれ

ばよろしいのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

これは通勤の場合でございますが、例えば役場に通勤してきた場合、事故等に遭って、けがされた場合とか、そういう場合を想定しております。それを除くということです。通勤というのは、朝来て、帰るときもそういうふうになります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そうすれば、普通の解釈でその退勤も入るんでしょうから、通勤というのはですね。退勤、寄り道しないで通常帰ったときというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

これは通勤の届け出、経路を届けていますので、それをなるべく離脱しないような方向でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九号を採決いたします。議案第九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第十号藤崎町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

どんき削減になるんですかということと。

一年というふうに条例上はしておりますですね、一年間だけやろうということなのか、それともずっとやっていこうとしていることなのか、これは平田町長にお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

削減額については、後ほど総務課長から答弁になると思います。皆さんもご存じのとおり、財政もなかなか厳しいものがございまして、平成二十四年度提案の一般会計予算でも依存率が国、県に八〇%もあるということですのでですね、皆さんの五%の議員発議の報酬カット、そして町三役の一〇%、そして私は本給には手をつける気持ちもいささかもございません。管理職には月額二〇%、三万円もらっている方は六千円、当面は一年間という考えでございしますが、これから大型公共工事もありますので、とりあえずは一年を経過して、その後は私の判断でまた継続になるか、一年限りか、その辺は、来年度、年度末にまた考えたいと、そういう思いでございます。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

平田町長の答弁に補足します。

削減額については、二〇%ということで、対象人員には二十名を想定して、年間百三十六万八千円の削減額でございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十号を採決いたします。議案第十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、この採決は起立によって行います。議案第十号は起立によって行います。

議案第十号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第十号は原案のとおり決することになりました。

日程第十九、議案第十一号藤崎町特別会計条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十一号を採決いたします。議案第十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十一号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第十二号藤崎町税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十二号を採決いたします。議案第十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十二号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第十三号藤崎アップル球場条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十三号を採決いたします。議案第十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十三号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第十四号藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

一般会計の予算審議の中でも保険料についてお聞きしたんですけれども、課長からは町民の生活が大変なときに心苦し

いけれどもさまざまなこれからの介護保険の状態というふうに考えれば、引き上げざるを得ないというふうなお答えがあったのですけれども、そこで、全県的にはどういう……、弘前市が全県で一番高いというか、高いところと低いところ、全県的には藤崎町はどういう水準になるのかという、標準月額です、五千八百五十円ほどになるわけですが、どうい水準になるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十時二十二分

---

再 開 午前十時二十四分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を開きます。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

介護保険が五期の改定になるわけですが、第一期のときは全国平均では三千円を切って二千九百十一円からスタートしているわけであり、当町、あるいは常盤村においては、それから一千円ぐらい高いというような状態も続いておったわけですが、全国的にもですね、第四期の段階で平均で四千元ぐらいと。そもそも高齢者がふえるから保険料はふえるという要素は当然、あるいはまた家族介護じゃなくて、施設介護に依存せざるを得ないという生活環境といいますか、そういうものもあるわけですが、それで、私がですね、お聞きしたいのはですね、この利用料の軽減のための一つの全体の介護の必要量の予想というか、そういうのももう三年間で立てて、割り算をしていくということも基本ベースになっているんですけど、県の積立金を返還してもらったと。それを介護の保険料の軽

減に充ててもいいんですよということで全国的にもやったということなんですけれども、四〇数%、五〇%弱で返還されたんですけれども、これが極力値上げを抑えてですね、だれもが安心して保険料も納めると。みんなで助け合うという方向でないといかんわけです。極力抑制するために、この県の基金を四六%でしたか、七%でしたか、それぐらい取り崩したんですけれども、これが七割だとか、取り崩しが七割だとかというふうにいけない理由というのは、基本的にはどういう理由だったんですか。もっと取り崩すのは取り崩してですね、ゼロにするわけにはいきませんが、そういうふうなことをどうしてできなかったのか。その理由をお知らせ願いたい。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

ただいまのご質問でございますが、県の基金の取り崩しの割合のお話かと思えます。基本的にはこの件につきましては、県の介護保険の協議会の方で決めることだとは考えますが、担当者の段階からはほかの事業にも活用したいからというふうなことを聞いております。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

異議がありますので討論を行います。

まず原案に反対の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

介護の適用にならないような予防に努めるということや、あるいはまた、高齢者にとってはだんだん値上がりしていく

五期で五千円を超えているわけでございます、平均でもですね。超えるような状態になるだろうと。全国的にもですね。そういうことなわけでありまして、保険料的にも極力値上げを抑えるという国のまず措置が必要ではないかと。助成額を5%でもふやすという措置をですね、必要だろうと思っております。

さらに、その上、それとともにですね、保険料的には機械的に計算しなければならないという側面もあるわけですから、利用料の軽減、低所得者の利用料の軽減などで全体的に負担を軽減するという措置も必要だろうと思っております。藤崎町の標準で五千八百五十円の保険料でありますけれども、値上げを極力抑える一般会計の繰り出しなども含めてですね、極力抑えるべきだというようなことからですね、本条例に反対であります。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案の賛成する者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第十四号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第十四号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第十四号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第十五号藤崎町公衆便所設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十五号を採決いたします。議案第十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十五号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第十六号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十六号を採決いたします。議案第十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、議案第十七号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十七号を採決いたします。議案第十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十六、議案第十八号藤崎老人福祉センター等の指定管理者の指定の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十八号を採決いたします。議案第十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十七、議案第十九号平成二十三年度藤崎町一般会計補正予算（第十回）案を議題とします。

これから質疑を行います。相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

町長におかれましては、十回という案件の中です、ページ数は七ページの繰越明許費についてであります。

町長のレーダーの中で、農業体質強化の基盤ということで、農道整備に対して一億五千八百万円と。私、議員になってからはこういう金額なんて持ってきたことはないと思います。大変ご苦労さまでした。しかし、この整備の中です、常盤地区ってせばなんですけれども、水路が一カ所百六十二メートル、あとはみんなリンゴとか、さまざまな農道なんですけれども、これちょっと私にとってはバランスがとれていないような感じもします。常盤地区のこの要望について、農政課長に伺います。

整備計画の中で、これ、常盤地区におかれては、これ、だれも要望ないんですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

はい、お答えいたします。

まずは本事業につきましては、当初十二月に、この事業についての要望というのはないんですが、それ以前に、もう既

に農業農村整備事業管理計画というのがありまして、そちらの方には圃場整備とか、そういうのですけれども、要望が出てございます。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

要望が出てということは、常盤地区に関しの要望はあるんですかって今聞いたつもりで、あったということですね。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

はい、福島地区の方でございます。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

この情報ってすのはやっぱり四次の国の補正ということで、急にお金が来たということで、それに関しては、本当にうち方も額的には大変いいことだと思いますけれども、ちょっとあまりにも開きがあり過ぎるようなですね、バランスも何かこう、図面を見ている、箇所を見ているもさ、その辺のところはちょっと気になるもので、私としては常盤地区の方でも農業委員長でも常盤地区に関してはある程度知っていると思いますけれども、もっと配慮した計画がなかったのか、ちょっとその辺のところを伺います。

○議長（野呂日出男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

ご指摘されれば、なるほどなど、町長としての反省もございます。ただ、この四次補正は、十二月の二十日閣議決定されて、我が町に情報が入ったのが年明けてからの中旬ごろでございました。その中において、二月四日までですね、県の方で全県から情報を吸い上げて、それを農水省に上げて、農水省で判断が内示されたものが二月十四日ということでございます。よって、私そのものもですね、雲をつかむような四次補正でありました。私から藤崎地区のリンゴ園の農道整備が非常に今まで手かかっていなかったと。遅れているということで、とりあえずはリンゴ樹園地間ですね、農道整備を中心に指示したのは私でございます。ただ、平成二十五年度以降は、国の四五%の補助事業を使って、二十五年度は常盤地区の農道整備と、あるいは二十六年度は藤崎地区の残った農道整備と。十カ年計画を立てて、議員各位の皆さんからいろいろなご意見を聞きながら、その十カ年計画に入っていきたいということでございますので、今回のことはですね、確かにバランス的には偏ったような整備になりましたけれども、そういう事情があったということをご理解いただければと思っておりますので、何とぞよろしく申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

今回は、このようになったんですけれども、次にしかるべき順序ってへばおかしいんですけれども、何とか常盤地区の方もですね、農道整備に関しては大きい気持ちでですね、整備してもらいたいと思います。

そして、次にですね、同じく七ページの町道の方なんですけれども、四千七百万円、繰越明許になっております。これは地下道でよろしいんですよね。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

これは常盤地下道の整備工事でございます。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

その工事の中でですね、前任者が専決処分としたということで、その流れにのって、ロードヒーティングにしたわけですが、何やら部品が来ないで、数カ月入らないで、工期は当然遅れるということですね、繰り越しになったと思うんですけども、これ当初から設計の段階、そしてまた入札した後のときでさ、大体部品の納品ってするのは、これ役場でもそうですし、それから業者でも見積もりをとる際にですね、いつごろかかるってすのは、これは確認できたもんじゃないんですか、これ。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

これは我が方で設計している段階で、その発熱ユニットというロードヒーティングの部品の名称になるんですが、そのもの自体が設計の段階で既製品で工場等にあるものだという認識で発注したところ、実際、発注後は、それが受注清算だということになりまして、業者の方から三カ月ほどその製作を要するということを知りまして、それで、こういう形で工期延長ということになりました。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

あのですね、私から言わせれば、数年前、中央グラウンドもそうでしたよね。芝生のやつで工期が延びたと。当然芝生ってすのは、春に大体植えるものですけども、工期が三月ということで、芝を張れないような感じで、それは当初から施工監理について、やっぱり建設課でもさ、今回もそのとおりそういう型にはまったものに対しての工事をするわけなんですから、やっぱり、その辺のところはちゃんとこれからですね、把握してもらって、発注してもらいたいと。その辺のところは、十分町長からもですね、工事に関してはさまざまな要素があります。関係からも聞けば、震災とか、それから今のそのタイの水害とか、バンコクでしたか、そういう水害とか、日本で作っていないものを外国からそういう部品が入ってきたりする場合がありますので、特にこれからはですね、小学校建設も、常盤小学校の建設もしかり、そして、藤小のグラウンドもしかり、土木関係は結構ありますので、その辺のところ、資材、部材、さまざまな要素があります。ちゃんと確認してから、工事を進め、発注するよう、要望して終わります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。佐々木政美君。

○十一番（佐々木政美君）

ページ数は十八ページです。地域路線バスについて質問いたします。

これ、当町には二十七万三千円というふうなことで来ているんですけども、これ、近隣の市町村の増額、弘南バスの方から幾らで来ているんですか、まずそこら辺からお願いします。

○議長（野呂日出男君）

企画課長。

○企画課長（三浦郁雄君）

はい、お答えいたします。

弘前市さんが四百九十五万一千円余り、藤崎町が百十七万六千円余り、板柳町が百五万二万円余り、鶴田町が八十六万六千円余り、五所川原市が百九十八万円余りで、合計で一千二万七千円余りとなっております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

佐々木政美君。

○十一番（佐々木政美君）

確かに弘南バスの方では理由はわかるんですよ。交通弱者の救済というね、大義名分あるんですけども、果たしてね、前々から私、言っていますけれども、弘南バスさんの方でね、事業努力をしているのかと。閉めてみてこれだけ足りませんでした。あと近隣の市町村さ負担してくださいと。言うのではね、私は企業として成り立たないと思うんですよ。そこら辺のところは会議か何かで課長の方から話は出たものですかね。

○議長（野呂日出男君）

企画課長。

○企画課長（三浦郁雄君）

はい、お答えいたします。

私、まだ就任間もなく、路線バスの関係の会議には出席したことございません。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

佐々木政美君。

○十一番（佐々木政美君）

これ、前々からですね、当町も確かに弘南バスのこの路線の地域になっているんですけども、私はね、企業として弘

南バスさんの方で、やっぱり自分でも事業努力しなきゃだめだと。そういうことを前々から言っているんですよ。やっぱり課長、そこら辺はね、ただ閉めてみて、これだけ今年度は赤字になりましたと。近隣の市町村にこれだけ負担してくださいというのではね、私は、それは通らないと思うんですよ。そこら辺はね、町の、自治体としてね、課長、会議に出るのであれば、会社経営もそうですけれども、そこら辺のところはやっぱり企業としての責任はあると思うんですよ。強く私は、それを会議に出た場合はですね、そこら辺を求めてほしいと。そう思うということです。

○議長（野呂日出男君）

企画課長。

○企画課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

今後そのような路線バスの会議等に出席した場合には、ただいま佐々木議員からご指摘を受けたようなことを強く要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私も七ページのところでございます。繰越明許、農業体質強化基盤整備促進事業と。町長がいわゆる期限が切迫している中ですね、一億数千万円、五千万円ほどのですね、その路線をですね、集約して、提出して、これは農業体質というT P Pに参加した場合でも、日本が参加した場合でもそれに頼るような農業をつくろうという関連の予算であるという、本質的にはそういうことなんですけれども、だからだめだという意味じゃないんです。今回問題なのは、相馬議員も言っておりましたけれども、いわゆる公平性というか、バランスというか、これをきちんとやっぱり守ってもらわな



いとですね、大変なことになるんだということをですね、心していただきたいということなわけであります。

町長に、私の知っている葛野の人がですね、「この十本のうちの三本ぐらいですね、町長の畑さ行く道路さつながってらんでないかと」いうふうにしゃべっている人もあるんですけれども、これは、町長の畑さあるわけでねはんで、そうというふうなことだけじゃないと思うんですけれども、「三本、三カ所ですね、町長の畑さ行くところの道路だだけ」ってしゃべってら人あるんですけれども、これは事実なんですか、事実でないんですか。

○議長（野呂日出男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

誠にスケールの小さいお話をしましたけれども、事実をお答えします。

県の農村整備課長とお会いした際にはですね、要望書の中に図面を添付して、優先順位もつけています。まさか私は満額つくはずがないと。半分に削られても、三分の一に削られても、この優先順位をつけて、まず要望書を持っていきました。私の樹園地も確かに三カ所に分かれていますけれども、その周辺も農道整備が遅れて、いまだ砂利けんどでございます。秋の収穫時になれば、せっかく真心込めたリンゴがですね、若干こうリンゴの箱の底で傷んだりするのも、これは現状であります。ただ、私の畑の順番は、五番目、七番目、八番目のあたりにランクされていまして、我田引水のようなスケールで要望したつもりはございませんし、指摘されるようなまた中身でもないということでございます。ですから、先ほども相馬議員に言いましたけれども、次年度は、二十五年度は常盤地区ということで、今後バランスを公平にですね、整備を進めていきますので、今回は期限があった中での要望、申請ということで、何とぞご理解を賜りたいと、こう思います。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

二十五年度は常盤地区というふうに、そこまでも限定して、私はいいと思っているんですけども、いずれにしても、藤崎地区でも、要望箇所がですね、つまり住民にとって関係農業者といたしますか、こういう今予算が厳しいからじゃあ大体あきらめていたんですよ。いるんですよ、要望も出さない傾向が十年ぐらい前から比べたらもうはるかに強くなっているんですよ。そういうことが農道の整備もですね、今年と来年は特に重点をかけてやりますよというようなことをですね、きちんと住民といたしますか、関係者にも周知してですね、その中で優先順位を決めて、五年計画なり、そういうものに発展させていくというふうにしなないとですね、なかなかこれおさまりつかないというか、不満が出てくるんですよ。やったことがむしろ反動でですね。ですから、集会施設を直すときもですね、あれ、たしか二年ぐらいかけてですね、町の所有の建物だけじゃなくて町内会所有も含めて助成するとか、そういうことも含めてやった経緯もあって、それはそれなりに評価もされておるわけですから、今年中、または来年中にも含めてですね、五年、十年って先延ばししないで、今年、来年もですね、きちんと精査して、これは全部補助だから、全部これだんだと。ほかのところは単独予算だと、そういうトータルで見ればですね、三分の二ぐらいみな助成されているんだと。ここまで来れば単独予算も含めてですね、注ぎ込むことが必要じゃないかなというふうに思っておるんですけども、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

明朗簡潔に、今、お話ししたようなことを二十四年度中に担当課に指示を出しまして、バランスのとれた十カ年農道整備を策定に進めます。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

十カ年じゃなくて、五年も十年もって、一般質問のときに答弁しているじゃないですか。一年、二年、十カ年計画の中で、一年、二年目も、今年を一年だとすれば、平成二十四年度を一年だとすれば、一年目、二年目もきっちり計画に盛り込むんだということを約束できるんですよね。

○議長（野呂日出男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

浅利議員以外の議員の皆さん、それから町民各位の皆さんにも約束したいと。指指されて言われるつもりはございません。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十九号を採決いたします。議案第十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十八、議案第二十号平成二十三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十号を採決いたします。議案第二十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十九、議案第二十一号平成二十三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十一号を採決いたします。議案第二十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十一号は原案のとおり可決されました。

日程第三十、議案第二十二号平成二十三年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十二号を採決いたします。議案第二十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十二号は原案のとおり可決されました。

日程第三十一、議案第二十三号平成二十三年度藤崎町水道事業会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十三号を採決いたします。議案第二十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十三号は原案のとおり可決されました。

日程第三十二、議案第二十四号平成二十三年度藤崎町農業集落排水事業会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十四号を採決いたします。議案第二十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十四号は原案のとおり可決されました。

日程第三十三、議案第二十五号平成二十三年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十五号を採決いたします。議案第二十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十五号は原案のとおり可決されました。

日程第三十四、予算特別委員会報告を議題とします。

お諮りいたします。本案についての委員長報告は、会議規則第三十九条第三項の規定により、省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略とすることに決定しました。

次に、平成二十四年度各会計予算案の議案第二十六号から議案第三十二号までは、議員全員による予算特別委員会で審査しましたので、質疑を省略し、採決いたします。

日程第三十五、議案第二十六号平成二十四年度藤崎町一般会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

平成二十四年度の予算は総額六十七億円余の町民の暮らしや福祉、教育にかかわる大事な予算であります。本予算は、小学校六年生までの医療費の無料化や、あるいは常盤小学校の建設、そして地域経済活性化の一つであるプレミアム商

品券の発行など、平田町政の積極的なスタート予算であり、これらの点については評価しているところでございます。しかしながら、本予算は、例えば常盤支所の廃止、これは時期尚早であります。たび重なる給食センターの改修、手直し工事費四百五十万円、あるいはまた昨年原発大災害の後にもかかわらず旧態依然の核燃サイクル推進依存、こういう財源を現出をしたスクールバス購入三千六百万円などについては、賛成、同意できないものであります。

また、管理職手当の一部カットもすべきではありません。きちんと担当課職員を掌握して、そして責任ある仕事を課長にもしっかりとやっていくためにも、管理職手当削減するべきではありません。

さらに介護保険料の値上げを極力抑えるという意味でも、介護保険特別会計に対する一般会計からの繰り出しをさらにふやすなどして、保険料や利用料の軽減措置を強化すべきであるというふうに思っておりますので、以上の理由から、本予算案に賛成できません。反対であります。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成の者の発言を許します。清水孝夫君。

○三番（清水孝夫君）

議案第二十六号平成二十四年度藤崎町一般会計予算案に賛成するものであります。

理由は、先ほど浅利直志さんも言いましたけれども、町長の公約でもあります子供の医療費無料化、また、地域経済活性化のために、プレミアム商品券などの町長の本当の町民のための施策だと思っております。よって、賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第二十六号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第二十六号は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第二十六号は原案のとおり可決されました。

日程第三十六、議案第二十七号平成二十四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十七、議案第二十八号平成二十四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十八、議案第二十九号平成二十四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）



異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十九、議案第三十号平成二十四年度藤崎町水道事業会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第四十、議案第三十一号平成二十四年度藤崎町農業集落排水事業会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第四十一、議案第三十二号平成二十四年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第四十二、常任委員会報告を求めます。

総務産業常任委員長から報告を求めます。奈良岡総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（奈良岡文英君）

総務産業常任委員会報告を行います。

総務産業常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告いたします。

去る一月十八日、常任委員会を開催し、道路及び町営住宅について審査いたしました。道路は、常盤地下道について集中審査し、工事概要の説明後、現場視察を実施いたしました。当該地下道は、工事の関係で去年の十二月二十八日から本年三月三十一日まで通行どめとしており、一月十三日に入札執行、工期は本年一月十八日から本年三月二十五日までとなっています。地下道ロードヒーティング工法には、自然エネルギー方式（地下水熱利用式）、空気熱利用式、地中熱利用式と化石エネルギー方式（電気）があり、県では自然エネルギー方式を勧めてはいるものの、工事費が高いこと、また、その効果もまだ明確に出ていないことなどから、本工事は維持費はかかるが安全で確実な方法として、電熱線によるロードヒーティング方式としています。

委員からは、交通事故は運転者のマナーの問題でもあり、事故防止のためには、徐行、スピード規制等の交通標識の設置場所の検討も必要ではないかとの意見が出されています。

町営住宅については、入居申込みから、入居までの手続について説明を受けました。入居に当たっての誓書は連帯保証人二名となっており、委員からは、連帯保証人に対し、その責務を明確にし、滞納額がふえる前に、連帯保証人に厳しく督促すべきであり、また、訴訟にならないよう最善の努力をすべきである。さらに、入居に際しての誓書には、家賃を滞納した場合の条例等の概略を記載すべきであるとの意見が出されています。

以上、総務産業常任委員会報告とします。

○議長（野呂日出男君）

常任委員会報告が終わりました。

日程第四十三、委員派遣報告を求めます。

総務産業常任委員長から報告をお願いいたします。奈良岡総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（奈良岡文英君）

再びよろしくをお願いいたします。

総務産業常任委員会の委員派遣報告をいたします。

去る一月三十一日から二月一日にかけて、山形県東田川郡庄内町の議会活性化についてをテーマに行政視察研修を実施いたしましたので報告いたします。

庄内町は、平成十七年七月一日に余目町と立川町が合併して誕生した町であります。庄内平野の南東から中央部にかけて位置し、人口二万三千人、世帯数六千六百戸で農業を基幹産業とする町であり、予算規模は一般会計で百十一億円ほどの町であります。研修テーマである議会活性化についての取り組みとして、二元代表制のもと、町民の負託にこたえるために、議会議員の活動原則と責務を定め、議会としての役割を明らかにし、町民に信頼される存在感のある議会とするために、議会の最高規範として、理念を中心に定めた議会基本条例を平成二十年に制定しています。

具体的な取り組みとして、町の基本構想に係る基本計画の議決事件への追加と、議会の議決すべき事件以外の契約の透明性を高めるために一千万円以上の請負契約の議会への報告を義務つけた条例を制定しています。

また、町附属機関である各種委員会や、審議会に議員が委員として参加していることが、議案に対する本来の審議が十分に行われない結果となっていることから、町附属機関から、委員の引き上げを行っています。

住民に開かれた議会への取り組みとしては、議会広報の発行、一般質問通告書の各公共機関及び全集落への回覧、公共施設での議事録閲覧及び庁舎ロビーと各家庭でのインターネットを活用した議会中継の実施や積極的な町民参加を推進するために議会報告会の開催に取り組んでいます。

これらを参考に、我が町としても、町長部局と連携を図りながら議会改革に取り組む必要性があると感じた次第であり

ます。

○議長（野呂日出男君）

議員派遣報告が終わりました。

日程第四十四、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の調査のため、特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定しました。

日程第四十五、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十四年第一回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時十分

---

地方自治法第二百三条の規定により、ここに署名する。

議 長      野   呂   日 出 男

署名議員      工   藤   健   一

署名議員      佐   々   木   政   美

署名議員 横 山 哲 英